

鹿島市農業委員会 臨時総会 議事録

- 1、開催日時 平成30年6月29日(金) 午後1時30分～午後2時15分
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 5番 山口和子委員 6番 佐藤睦委員
- ②第2 議案第 125号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)
議案第 126号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化相談員	橋口 浩

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	
1	池田 好春	○	
2	小池 正人	○	
3	巨瀬 茂行	○	
4	山口 辰郎	○	
5	山口 和子	○	
6	佐藤 睦	○	
7	中村 正信	○	
8	松浦 秋行	○	
9	織田 博吉	○	
10	中尾 誠士郎	○	
計	10人		

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
	なし	

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻5分前ですけれども、皆さんお揃いですので只今から農業委員会臨時総会を開きたいと思えます。まず、点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし、10名全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をいたします。5番山口和子委員と6番佐藤睦委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問等をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔をお願いいたします。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意をお願いします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとして、お互いに守っていきたくと思えますので、ご協力をお願いします。本日の臨時総会は農業委員会の適切な事務実施についての点検・評価及び活動計画の策定に関する審議をお願いするものでございます。ご審議いただきまして、可決いただきますと市のホームページ等により公表し、国へ報告することとなります。それでは、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>それでは皆さん、改めましてこんにちは。昨夜から大雨となっています。鹿島にも大雨注意報が出ています。皆さんの所には被害等は無かつたでしょうか。私の農地の北鹿島の組方は大したことは無かつたのですが、山の方は大丈夫だったでしょうか。(大丈夫でしたと応える声あり。)田植えはもう終わられたかと思えます。お疲れさまでした。</p> <p>それでは臨時総会に入っていきたいと思えます。事務局より、議案第125号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び議案第126号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第125号について説明いたしますので、総会議案・説明資料の1頁をお開きください。農業委員会の状況につきましては、農林業センサスや鹿島市農林水産課のデータを基に記載しております。次に2頁目をお開きください。Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化は平成29年度実績として1,379ヘクタールとなっています。3. 目標の達成に向けた活動については活動実績で農地の流動化を進めるために、農地利用最適化推進委員への連絡を密にし、利用権設定を推進した。また、農地中間管理事業の利用を推進するためにJAの農地流動化専門委員・農地中間管理機構・市農林水産課と連携して農地の集積を図った。更に担い手農家との意見交換会を11月に地域別に開催し、問題点及び課題の整理を行ったとしております。4. 目標及び活動に対する評価については農業委員・農地利用最適化推進委員・農地中間管理機構や市農林水産課と連携し、農地中間管理事業を推進し、農地利用最適化へ向けて更に活動する必要がある。農業者との意見交換会により地域毎の課題整理が出来た。このときの出席者は総数50名となっています。</p> <p>次に3頁をお開きください。Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進では、平成29年度実績として、参入目標4経営体を達成しております。目標の達成に向けた活動は、農業委員や農地利用最適化推進委員へ相談があれば、農地の賃貸借の対応や市農林水産課へ事業等の相談の誘導を行ったとしています。目標及び活動に対する評価については、農業委員や農地利用最適化推進委員の地域活動や関係機関連携により、活動は順調であった。市担当課と担い手(認定農業者等)の掘り起こしが必要であるとしています。</p>

	<p>次に4頁目をお開きください。Ⅳ. 遊休農地に関する評価については、平成29年度解消実績が2.9ヘクタールでありました。これについては目標を達成出来ておりません。目標及び活動に対する評価については、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、情報を共有することで担当地区巡回時の意識向上が図られ、遊休農地の発生防止・解消に繋がってきている。また意見交換会を実施したことで農家及び地域の意識高揚に繋がったとしています。次に5頁目をお開きください。Ⅴ. 農地転用への適切な対応については、農地転用の事務や情報の提供に関する事務についての点検となっていますので、実績を記載しています。次に6頁目をお開きください。こちらの方は、農地法3条・4条・5条の処理件数・処理期間を記載しています。次に7頁目をお開きください。こちらの方は農地所有適格法人の報告状況や賃借料の情報提供等を記載しております。次に8頁目をお開きください。こちらは議事録の公表と本活動計画の点検・評価の公表の方法について記載しています。また昨年度は市長宛に意見書を出していますので、そちらの記載もしています。これが平成29年度の活動の点検・評価です。</p> <p>続いて議案第126号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を説明したいと思います。9頁をお開きください。Ⅰ. 農業委員会の状況につきましては、平成29年度の実績と同様にセンサスや農林水産課のデータを基に記載しております。10頁をお開きください。Ⅱ. 担い手への農地の利用集積・集約化の目標は1,501ヘクタールと設定し、活動計画は農地の流動化を進めるために利用権設定や農地中間管理事業を推進し、農地の集積を図るとしております。次にⅢ. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、今までの実績より目標を設定し、活動計画は新規就農を検討している方への農地の賃貸借について、担当農業委員・農地利用最適化推進委員・県・市農林水産課・JAが連携を図りながらサポートを行うとしております。次に11頁をお開きください。Ⅳ. 遊休農地に関する措置につきましては、昨年度は目標に達していませんでしたので、昨年度の目標を達成できるように、同様の解消面積を計上しております。次に違反転用への適正な対応については、昨年度同様に計上しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今の説明について質問・意見はありませんか。</p> <p>私から事務局に質問してもいいでしょうか。新規就農の4経営体というのは、良かったら名称を教えてください。</p>
事務局	4経営体は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇・〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。
議長	このあいだ、レンコンを始められた〇〇君も新規就農ではないのですか。
事務局	今回の新規就農の対象期間が平成28年6月から平成29年5月までとなっています。〇〇さんは次回の新規就農になります。
8番委員	お尋ねしますが、その時期に犬王袋区の人がレンコンを井手区の方で始めた人がいますが、この人は新規就農にはならないのですか。
事務局	今回の4経営体は、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんに調査を依頼した新規就農者がベースになっています。
9番委員 (副会長)	そのように住まいと農業を始めた場所が違つて見落としということもあるでしょうね。農地パトロールのときから、気付いて見つけて報告をしなければということですね。それと一番良く把握されている生産組合長の方にも確認をする必要があるかと思います。
議長	今からでも、その方も計上してもいいのではないのでしょうか。
事務局	はい。そのようにします。情報、ありがとうございました。
議長	今回の4経営体について、親元での就農なのかどうかを教えてください。
事務局	〇〇〇〇さんはUターンです。〇〇さん夫妻は新規です。〇〇さんはUターンで、〇〇〇〇さんもUターンです。
議長	他にありませんか。3番委員どうぞ。
3番委員	自己保全をされている田んぼはどちらにカウントされているのでしょうか。遊休農地にはな

	っていませんよね。
事務局	はい。遊休農地にはしていません。
3番委員	中山間地域には、作付けの無い自己保全の田んぼがかなり多いので、今遊休農地が600ヘクタール以上になっていますが、実質の数字はもっと多いということですね。山間部は耕作する人もいないということもあると思いますが、自己保全の田んぼが多くなってきています。
議長	中山間地域の小狭地を耕作する人はいないと思います。大型トラクターやコンバインが使用できないと耕作する人は出来ないと思います。 他に質問、ありませんか。5番委員。
5番委員	5頁に違反転用への適正な対応とありますが、農地転用申請に始末書付きがありますが、それはここに上げなくても良いのですか。
事務局	5頁に上げる違反転用は、農業委員会から勧告を受けた場合です。例えば、元に戻さないとか悪質な場合が対象となります。
議長	農業委員会には元に戻さないと言えだけの権限はあるのですか。
事務局	勧告はできます。
議長	そのようなことの無いように、皆さん目を光らしといてください。 他にありませんか。9番委員。
9番委員	4頁に米・ミカンの価格変動のため中山間地の営農条件が悪い地域に遊休農地が発生していると記載されていますが、米・ミカンの価格変動では適切な表現ではないと思うので、改めた方がいいかと思います。米の値段はあまり変わっていないはずです。
議長	米・ミカンと書くよりも農産物と記載した方が良いのではないですか。それと価格変動よりも価格低迷が適切だと思います。整理をお願いします。
事務局	分かりました。
議長	平成29年度の点検・評価と平成30年度の目標の数字はどうでしょうか。よろしいでしょうか。
9番委員	1頁と9頁に農業委員の定数とその内数が記載されていますが、内数を足しても定数に一致していないのは何故でしょうか。
事務局	農業委員についての該当する欄になっていますが、認定農業者・それに準ずる者・女性・40歳代以下・中立委員となっていて、合計が必ずしも一致しません。本市の場合は女性と中立委員が同じ方になっています。
9番委員	その上に記載してある販売農家数が主業農家数・準主業農家数・副業的農家数の合計になっていたの、一致するのかと思いました。了解しました。
議長	1頁と9頁の農地利用最適化推進委員の定数・実数横の地区数は何の数字ですか。
事務局	すみません。確認しまして、後日報告させていただきます。
議長	はい。他に無いでしょうか。7番委員。
7番委員	9頁の認定新規就農者は8になっていますが、1頁では7です。数の違いについて説明をお願いします。農業参入法人の10は変わっていないのですが。
事務局	認定新規就農者は5年間という期間があります。今回1頁の7組の方はそのまま新規就農者であり、平成29年度に1組増えていますので、8になっています。
5番委員	同じところで基本構想水準到達者とありますが、どのような方でしょうか。
事務局	農林水産課で年間所得がこの金額以上という線を決めていて、その金額の所得を得るには農地を例えば5ヘクタール以上持っていれば達成できると決めています。それに該当する人が基本構想水準到達者となっています。認定農業者も同じ目標所得を決めています。それとは少し意味合いが違ってきます。
議長	他には無いでしょうか。 無いようですので、議案第125号及び第126号について採決したいと思います。両議案を承認される方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	はい。賛成全員により、承認することにいたします。 以上をもちまして、本日提案された議題審議を終わります。
	(午後2時15分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>平成30年 6月29日</p> <p>鹿島市農業委員会</p> <p>会 長 ⑩</p> <p>5番委員 ⑩</p> <p>6番委員 ⑩</p> <p>事務局長 ⑩</p>
--	---